

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード<第2.0版>
「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人桜美林学園
② 設置大学名称	桜美林大学
③ 担当部署	総合企画部 経営企画課
④ 問合せ先	k_kikaku@obirin.ac.jp
⑤ 点検結果の確定日	2026年5月21日
⑥ 点検結果の公表日	2026年5月29日
⑦ 点検結果の掲載先URL	https://www.obirin.jp/disclosure/governance.html
⑧ 本協会による公表	<input checked="" type="radio"/> 承諾する <input type="radio"/> 否認する

【備考欄】

--

様式 I**I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果**

基本原則・原則	遵守状況
基本原則1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則2－2 多様性への対応	○
基本原則3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神、モットー、基本理念、教育目的について、大学ウェブサイト等を通じ、学生だけでなく広く社会に示している。
実施項目 1－1②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	各教育組織において、アドミッションポリシー・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシーを明確に示している。また、科目ナンバリングの整備、履修系統図の作成、シラバスの記載内容の見直し等により、学生が学びの道筋を理解しやすくなるように努めている。 各教育組織において、自己点検・評価に基づき、カリキュラムの見直し等を実施しており、教育の質の向上に継続的に取り組んでいる。
実施項目 1－1③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	全学の意思決定機関として、学長を議長とする「大学運営会議」を置くことを学則で定め、大学の運営に係る重要な事項を審議することとしている。 各教学組織の運営において必要な事項は、学則で教授会を置くことを定めるとともに、全学共通の教授会規程に基づき、各教育組織がその特性に応じて適切に運営の方針を定めている。 また、学長の職務を適切に補佐するよう、副学長及び学長補佐の職務を規程に定めている。これらの規程により、教学組織の権限と役割の明確化を図っている。
実施項目 1－1④	説明
教職協働体制の確保	教員がその本来の業務である教育・研究に専念できるよう、教務部教務課及びキャンパス連携事務部キャンパス事務室等に各学群担当の事務職員を配置している。 各教育組織におけるカリキュラム改編にあたり事務職員が積極的に関与する等、教育研究実施組織として、様々な取り組みを進めている。
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	FD（ファカルティ・ディベロップメント、以下同じ。）については、副学長のリーダーシップの下、大学教員における基本方針を定めて実施している。また、大学全体のFDだけでなく、各教育組織においても、毎

	<p>年度、教育組織ごとの特性に応じたFDを実施し、教員の資質向上に努めている。</p> <p>SD（スタッフ・ディベロップメント）については、全学的な集合型研修をはじめ、人事部にて選定した職員に学内外の研修への参加を求めたり、オンデマンド教材を利用し各職員が課題と感じているテーマを選択して受講できる研修を用意する等、多様な形式で実施している。</p>
--	---

原則 1 - 2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1 - 2 ①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	総合企画部が、大学及び桜美林学園の中期的な内外環境を踏まえ、教育組織教員や事務組織職員と意見交換した上で具体的な中期計画案を策定し、常務理事会・理事会の審議を経て決定。また、計画の達成に向け毎年度教育組織・事務組織の年度計画をもとに事業計画書を作成し、評議員会への意見聴取、常務理事会・理事会の審議を経て決定・公表している。
実施項目 1 - 2 ②	説明
計画実現のための進捗管理	毎年度、事業報告書により中期計画の進捗状況や到達状況を把握し、監事による監査を受けた上で理事会に報告、桜美林学園ウェブサイトに掲載している。

原則 2 - 1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2 - 1 ①	説明
社会の要請に応える人材の育成	<p>学園のモットー「学而事人（がくじじじん）」（学んだことを他者や社会のために役立てる）の下に、各種サービスラーニング科目をはじめ、短期から長期まで豊富な海外留学プログラムを用意している。日本経済新聞社と日経 HR による「大学イメージ調査」では、総合ランキングで全国の私立大学で常に上位にランクインしている。</p> <p>また、試行的な取組として、教育探究科学群では外部有識者を構成員とした「アドバイザリーボード」を設置し、教育課程や教育方法等の改善に関する意見聴取を行い、学群運営の改善を図っている。</p>
実施項目 2 - 1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	「学而事人」を実践するためのサービスラーニング科目を設け、体験を伴う多様な学修機会を提供している。また、これらを組織的に推進・支援する拠点として「サービスラーニングセンター」を設置しており、

	<p>学生による近隣地域、被災地、海外等のフィールドにおけるボランティア活動をサポートしている。</p> <p>さらに「相模原・町田地域教育連携プラットフォーム」に参画し、地域の発展や地域人材の育成について、自治体、産業界、他大学と連携して取り組んでいる。</p> <p>また、各キャンパス独自の大学祭や学生の地域交流プログラム等を通じて、大学と地域社会との連携を推進している。</p>
--	---

原則 2-2 多様性への対応

実施項目 2-2①	説明
多様性を受容する体制の充実	多様な背景を持つ学生の受け入れのために、学生部の学生ダイバーシティ支援室や国際部で支援体制を整えている。教職員については、ダイバーシティ推進部において、教職員のダイバーシティ推進についての理解深耕や制度整備を図っている。
実施項目 2-2②	説明
役員等への女性登用の配慮	役員や評議員への女性登用に配慮し、理事 4 名（総数 11 名）、監事 1 名（総数 3 名）、評議員 5 名（総数 12 名）の女性を登用している。

原則 3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	<p>理事の資格及び構成を「寄附行為」、「理事選任機関運営規程」に、理事長・理事・常務理事の職務を「理事職務権限規程」に定め、明確にしている。</p> <p>理事選任のための理事選任機関を「寄附行為」に基づき設置し、「寄附行為」及び「理事選任機関運営規程」に従い、評議員会の意見を十分に参酌した上で適切に理事を選任している。</p>
実施項目 3-1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	<p>理事会は、定期的開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、「法令」及び「寄附行為」に従い、必要な事項については、評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議、決定している。理事会議事録についても、評議員からの請求に基づき閲覧可能としている。</p> <p>理事会及び評議員会の役割、権限及び体制や運営に関することを「寄附行為」、「理事会運営規程」及び「評議員会運営規程」に定め、適切に理事会、評議員</p>

	<p>会の運営を行っている。</p> <p>理事会・評議員会で決した事業計画や方針に基づいた法人の日常業務運営は、理事長及び常務理事（業務執行理事）で構成される常務理事会で審議し、執行している。常務理事会の運営に関することは「常務理事会運営規程」に定め、適切に常務理事会の運営を行っている。</p> <p>理事会と評議員会の決議が異なる場合については、寄附行為及び「理事・評議員協議会運営規程」に基づき、理事・評議員協議会を開催し、協議を行うこととなっている。</p> <p>理事会、評議員会及び常務理事会の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報について、「寄附行為」、「理事会運営規程」、「評議員会運営規程」等に基づき、適切に作成、保存及び管理している。</p>
実施項目 3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	<p>理事会開催前に事前打ち合わせを各理事と行い、情報提供等を行っている。また各役員が過去の理事会議事録や議案を閲覧できる環境を整備している。</p> <p>学校法人の適正な運営に当たり必要とされる知識等を習得するため、毎年役員研修会を実施している。</p>

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	<p>監事の選任基準となる資格、職務等を「寄附行為」に定め、理事会で監事候補者を審議し、評議員会の決議により選任している。</p> <p>会計監査人は、理事会で決議された選任基準に基づき、理事会で候補者を審議し、監事の過半数の合意を得たうえで、評議員会の決議により選任している。</p>
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	<p>監事による監査を実施するための必要事項を「監事監査規程」及び「内部監査規程」に定め、監事は、会計監査人及び内部監査を行う監査室と情報交換や協力して調査を行う等の連携についても定め、適切に監査を実施している。</p>
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	<p>学校法人の適正な運営に当たり必要とされる知識等を習得するため、役員研修会を実施している。</p> <p>また各役員が過去の理事会議事録や議案を閲覧できる環境を整備している。</p>

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	<p>評議員の定数と属性・構成割合、資格を「寄附行為」及び「評議員選考委員会運営規程」に定め明確にしている。</p> <p>評議員選任のための評議員選考委員会を「寄附行為」に基づき設置し、「寄附行為」及び「評議員選考委員会運営規程」に従い、適切に評議員選任を行っている。</p>
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	<p>評議員会の招集や議決事項、評議員の役割、責務を「寄附行為」及び「評議員会運営規程」に定め明確にするとともに、理事会及び評議員会の役割、権限及び体制や運営に関することを「寄附行為」、「理事会運営規程」及び「評議員会運営規程」に定め、適切に運営している。</p> <p>理事会と評議員会の決議が異なる場合については、寄附行為及び「理事・評議員協議会運営規程」に基づき、理事・評議員協議会を開催し、協議を行うこととなっている。</p> <p>理事会、評議員会及び常務理事会の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報について、「寄附行為」、「理事会運営規程」、「評議員会運営規程」等に基づき、適切に作成、保存及び管理している。</p>
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	<p>評議員会において、理事会における議案・決議概要等を報告し、情報提供を行っている。</p>

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	<p>「リスク管理規程」を定め、理事長をリスク管理最高責任者とする「リスク管理委員会」を設置し、リスクの顕在化防止に努める等、リスク管理体制を整備している。また、「リスク管理規程」に基づき、危機管理マニュアル及び事業継続計画を整備している。</p>
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	<p>理事及び職員の職務の執行が「法令」、「寄附行為」に適合することを確保するために「コンプライアンス推進規程」を定め、理事長を最高責任者とする「コンプライアンス推進委員会」を設置し、コンプライアンス推進に関する体制を整備している。</p>

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1①	説明
<p>情報公開推進のための方針の策定</p>	<p>大学ウェブサイトの情報公開ページにおいて、社会に対する説明責任と適切な情報公開について方針を明示している。</p> <p>また、桜美林学園ウェブサイトの情報公開ページで、組織、財務、内部統制、規程その他の取り組み等学園の経営に関する情報を公開している。</p>
実施項目 4-1②	説明
<p>ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫</p>	<p>学生・保護者・地域社会等、ステークホルダー別に情報を集約し、ウェブサイトや SNS、紙媒体等を目的別に活用して効果的な発信に努めている。</p> <p>教育・研究に関わる情報を「桜美林学園ファクトブック」に一元化して公表している。2024 年度版よりこれをダッシュボード化することにより、利用者がデータを選択して動的に表示できる工夫を行っている。</p>

II- II. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明